

香川県条例第53号

香川県小児慢性特定疾病審査会委員定数条例

香川県小児慢性特定疾病審査会の委員の定数は、5人以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平成26年12月31日までの間の読み替え)

2 この条例の施行の日から平成26年12月31日までの間は、本則中「香川県小児慢性特定疾病審査会の」とあるのは、「児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）附則第4条第7項の規定により香川県小児慢性特定疾病審査会を置き、その」とする。

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

3 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																					
<p>(報酬) 第2条 略</p>	<p>(報酬) 第2条 委員等が招集に応じて会議に出席し又は職務のため旅行したときは、別表に掲げる額の報酬を支給する。ただし、県の職員が委員等を兼ねる場合には支給しない。</p>																					
<p>(費用弁償) 第3条 略</p>	<p>(費用弁償) 第3条 委員等が招集に応じ又は職務のため旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる額の旅費を支給する。ただし、公務員であつて委員等を兼ねる者の旅費については、その者が公務員として受ける額に相当する額とする。</p>																					
<p>別表（第2条、第3条関係） 1 知事の附属機関</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>報酬</th><th>費用弁償</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>香川県小児慢性 特定疾病審査会</td><td>委 員 日額 9,000円</td><td>委 員 6級</td></tr><tr><td>香川県職業能力</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	報酬	費用弁償	略			香川県小児慢性 特定疾病審査会	委 員 日額 9,000円	委 員 6級	香川県職業能力	略		<p>別表（第2条、第3条関係） 1 知事の附属機関</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>報酬</th><th>費用弁償</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>香川県職業能力</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	報酬	費用弁償	略			香川県職業能力	略	
名称	報酬	費用弁償																				
略																						
香川県小児慢性 特定疾病審査会	委 員 日額 9,000円	委 員 6級																				
香川県職業能力	略																					
名称	報酬	費用弁償																				
略																						
香川県職業能力	略																					

開発審議会
略
2 略

開発審議会
略
2 略